

第1部会意見の集約(7月12日分)

大分類	中分類	ポイント	意見	備考
基本原則	法令の自主解釈		国と市は対等であり、国が定めた法令でも市が自主的に解釈できる	
			①規制「上のせ条例」	
			②給付「上づみ条例」	
			③事務執行上の運用解釈	
	財政自治の原則		国・県のひも付き財源が減少し、市が独自に使い方を考えないといけない	
			○市は自らの権限と責任で財源を確保し、真に必要とされる行政サービスを自主的かつ効率的に実施する	
			○市民のニーズに対応したムダのない行財政運営を遂行し、活力ある社会を実現する	
	対等及び協力の原則		機関委任事務の廃止など、地方分権の進展によって国・県と市は対等の関係となった	
			○市は国・県と対等の立場で協力し合う	
		○近隣の市町村との協力も重要		
住民投票		諮問型	結果を尊重する	
		非常設型	その都度別条例で詳細を定める	
		投票資格	その都度別条例で投票資格の詳細を定める(必ずしも未成年、外国人登録者を排除しない)	
			市長・条例の提案	
		発議・請求	議会(12分の1)以上で条例の提案	
			市民(有権者の50分の1)以上で市長に請求、市長はこれを尊重し、条例を提案	